

平成 21 年 6 月

## 国関係法人等への支出の総点検について（案）

### 【これまでの対応】

平成 21 年度当初予算において、国所管法人（独法、公益法人）への支出のうち、国職員が在職し、かつ、人件費に充当されているものについて、以下の見直しを実施。

会費的負担金については計上見送り（55 事業）

その他は人件費相当額の 30% を削減等（13 事業）

### 【課題や問題点】

予算編成の最終段階で、人件費充当の有無といった外形的要素で予算計上額を削減したため、充当先の法人の執行内容にまで踏み込んだチェックが不十分。

他の事業と同様に、事業の必要性等は予算編成過程で一定チェックしたが、府として必要な行政目的を達成する手段として、その法人に負担金等を支出することが最も妥当な方法であるか、法人の支出が必要不可欠か、といった妥当性の観点によるチェックが不十分。

### 【今後の対応（案）】

（対応方針） 国所管法人だけでなく、国が設立や運営に関与する団体も対象に加えて調査を実施。

負担金等を一定程度削減するのではなく、以下の基準に当てはまるもののみを予算計上。（ゼロベースによる積み上げ）

基準に当てはまるか否かは、府の事業を予算査定する場合と同様に厳格に判断。

したがって、法人における用途等、判断に必要な情報を明確に示さない団体については、予算計上しない（できない）。

（基準） 府民や府への明確な必要性（費用対効果）

府や府民にとって負担金等に見合う効果が明確に説明できるか

自治体相互間、国と自治体の間で協力し広域的に実施するもので、府

としても協力する必要性が特に高いと認められるものであるか

手段の妥当性

当該法人への支出は、他の手段と比較して妥当といえるか

支出額の妥当性

団体の活動状況等から妥当な支出額（事業費）といえるか

（スケジュール） 方針決定＜戦略本部会議＞

（対応方針は府政の基本方針＜予算編成方針＞に反映）

調査開始

（内容チェック、所管法人への調査、資料取り寄せなど）

改革評価委員（特別参与）による調査分析も並行実施

予算査定で確定